

春日井市国民健康保険運営協議会 議事録

1 開催日時 平成 28 年 10 月 24 日（月）午後 3 時 00 分～午後 3 時 21 分

2 開催場所 春日井市役所 301.302 会議室

3 出席者

〔委員〕 18 名

青山 倫子	福井 雅子	堀田 茂樹	加藤 智彦
石田 洋一	松浦 隆	臼井 留美子	小原 明美
熊谷 三映子	佐治 昌子	野村 浩司	宮崎 いつ子
原田 祐治	伊藤 貴治	加藤 貴章	加納 満
広瀬 茂	村井 茂樹		

〔事務局〕 6 名

早川副市長 福慶市民生活部長

伊藤保険医療年金課長 長谷川保険医療年金課長補佐

大野主査 平井主査 右高主査

〔傍聴者〕 なし

4 議題

(1) 「国民健康保険税課税限度額の改定について」

(2) 「その他」

5 会議資料

国民健康保険運営協議会資料

6 諮問

春日井市国民健康保険運営協議会規則第 2 条の規定により、市長から次のとおり諮問があった。

〔諮問内容〕

1 国民健康保険税の課税限度額の改定について

(1) 改定内容

基礎課税額の限度額「520,000 円」を「540,000 円」に、後期高齢者支援金等課税額の限度額「170,000 円」を「190,000 円」に、改める。

(2) 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

7 議事内容

【青山会長】

・本日の出席委員は 20 名中 18 名で、協議会規則第 5 条の規定により、会議は有効に成立している。

・議事録署名委員は、協議会規則第 9 条の規定により、石田 洋一委員と野村 浩司委員にお願いする。

議題(1)「国民健康保険税課税限度額の改定について」

【伊藤保険医療年金課長】

国民健康保険税課税限度額の改定について、会議資料に基づき説明した。

〔質疑応答〕

【原田委員】

3 点ほど質問させていただきます。

今回、限度額を引上げることですが、どのくらいの所得の人が限度額に達するのか。

【伊藤保険医療年金課長】

国民健康保険税は、所得金額を始め、固定資産税額、加入者の人数に基づき算定していますが、今回の課税限度額の引上げで影響を受けるのは、算定した税額が現在の課税限度額を超える世帯となります。

例えば、「夫と妻、子ども 2 人の 4 人家族で、固定資産税を年間 10 万円支払っている世帯」としますと、医療保険（基礎課税）分の現在の限度額 52 万円を超えるのは、総所得金額が 772 万 1 千円以上の世帯となり、これを給与収入に換算しますと約 991 万円以上の世帯が対象となります。

また、後期高齢者支援金分の現在の限度額 17 万円を超える世帯は、総所得金額が 680 万円以上の世帯となり、給与収入で言えば約 889 万円以上の世帯が対象となります。

【原田委員】

次に、本年度の収支の見通し、保険税の収入と給付の見通しについてお尋ねしたい。

【伊藤保険医療年金課長】

保険税収入と保険給付費の状況についてですが、まず、保険税の収入について、平成 27 年の 9 月と平成 28 年 9 月を比較してみますと、平成 27 年では、調定額約 79 億 5 千万円に対して、収入は約 35 億 6 千万円。平成 28 年では、調定額約 75 億 8 千万円に対して、収入は約 34 億 5 千万円となっておりまして、被保数の減少などにより調定額が約 3 億 7 千万円減少し、収入額も 1 億 1 千万円の減収となっております。

次に、保険給付費についてですが、平成 27 年 3 月から 6 月までの 4 ヶ月分の診療分と、平成 28 年 3 月から 6 月までの 4 ヶ月分を比較してみますと、平成 28 年の 4 ヶ月間の保険給付費は、平成 27 年と比べ被保数の減少などにより、約 1 億 3 千万円の減額となっておりますが、4 ヶ月間を見ても平均 1 人当たり保険給付費では、約 3.1%の増加となっております。

【原田委員】

保険税の減免について、昨年度は何件ぐらいあったのか。

【伊藤保険医療年金課長】

平成 27 年度の減免件数と減免金額につきましては、災害による減免が 4 件、減免金額につきましては 175,300 円。

所得減少による減免が 84 件、金額にしますと 5,350,000 円。長期にわたる療養による減免が 7 件、減免金額では 485,300 円。社会福祉的配慮及び就学援助による減免が 103 件、金額で 4,719,400 円。法 59 条該当などの減免が 39 件、減免金額で 1,405,500 円で、合計で 237 件、金額でいきますと 12,135,500 円となっております。

【原田委員】

最後に一点だけ述べます。今回、限度額の引上げということですが、この答弁にありましたように必ずしも高額所得じゃない年収 889 万円の方でも引上げられるということで、これは反対します。

【加納委員】

法定の課税限度額に達していない市の改定状況について。合わせて平成 30 年度からの県単位化に伴いまして、市町村に対して標準保険料率が示されるということだが課税限度額はいくらになるのか。

【伊藤保険医療年金課長】

他市の限度額の改定状況についてですが、先ほどの資料の 3 ページをみていただきたい。法定限度額に達していない市は春日井市を除いて 14 市あります。改定の状況について問い合わせをしたところ、平成 29 年度の限度額改正を待って検討するなどの理由で今回改定を行わないところは 3 市、また限度額には達しないが今回引き上げを予定しているところが 1 市、残りの 9 市につきましては、平成 28 年度中に改正を予定していると確認しています。

また、30 年度からの県単位化に基づく標準保険料率を算出するための課税限度額につきましては、法定限度額を基本とすると県の方からは示されております。

各委員にその他、意見等がないことを確認し、議題(1)に係る質疑応答を終結した。

〔結果〕

協議会規則第 6 条の規定により「国民健康保険税課税限度額の改定について」を採決の結果、賛成多数で諮問のとおり答申することに決した。

答申書は、青山会長が事務局と協議のうえ作成し、できるだけ早い機会に会長から市長に答申することとした。

議題(2)「その他」

特になし

8 閉会

午後 3 時 21 分、閉会とした。

上記のとおり、平成 28 年 10 月 24 日開催の国民健康保険運営協議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、会長及び出席

委員 2 人が署名する。

平成 28 年 12 月 2 日

会 長 青 山 倫 子

署名委員 石 田 洋 一

署名委員 野 村 浩 司